



平成27年1月14日

会社名 ユニオンツール株式会社
代表者名 代表取締役会長 片山 貴雄
(コード番号 6278 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 田口 秀雄
(電話 03-5493-1017)

各 位

決算期の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年2月26日開催予定の第54回定時株主総会に決算期変更のための「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現在：毎年11月30日

変更後：毎年12月31日

※決算期の変更に伴い、第55期は平成26年12月1日から平成27年12月31日までの13ヶ月の決算期間となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年としておりますが、海外子会社を含めグループ全体として事業年度を同じくすることによって連結決算や業績開示等を、より適切に行なうことができるようにするべく、毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

この変更に伴ない、附則に経過措置を定めることといたしました。

また、既に始まっている事業年度(55期)については、その期間を平成26年12月1日から平成27年12月31日までの13ヶ月とすることについて附則に所要の規定を新設することといたしました。

3. 定款変更の内容

(下線は変更箇所です)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>2</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。	(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3</u> 月にこれを招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。
(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>11月30</u> 日とする。	(定時株主総会の基準日) 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年 <u>12月31</u> 日とする。
第6章 計算	第6章 計算
(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>12</u> 月1日から <u>翌年11月30</u> 日までの1年とする。	(事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年 <u>1</u> 月1日から <u>12月31</u> 日までの1年とする。

(下線は変更箇所です)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>11月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条 第13条(招集)の規定の変更は、平成27年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第42条(事業年度)の規定にかかわらず、第55期事業年度は、平成26年12月1日から平成27年12月31日までの13ヶ月間とする。なお、本附則は、第55期事業年度終了後これを削除する。</u></p> <p><u>第3条 第44条(中間配当)の規定にかかわらず、第55期事業年度は平成27年5月31日を中間配当基準日とする。なお、本附則は、第55期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

4. 日程

第54期定時株主総会開催日 平成27年2月26日予定
定款変更の効力発生日 同上

5. 決算期変更の経過期間となる第55期の業績予想値については、本日公表の「平成26年11月期決算短信〔日本基準〕(連結)」をご覧ください。

以 上